

規程等：第1部 第7章-1

埼玉県グラウンド・ゴルフ協会指導者制度規程

(趣旨)

第1条 この規程は、規約第5条(3)指導者の養成事業に基づき上級指導者制度について規定するものとする

(制度の設置)

第2条 本会はグラウンド・ゴルフの普及・指導にあたる指導者を養成し、資質の向上及び組織的指導体制の確立を図るために、「埼玉県グラウンド・ゴルフ協会上級指導者制度」(以下「制度」という。)を定める

(任務)

第3条 この制度による上級指導者は、地域におけるグラウンド・ゴルフの愛好者をはじめ、本会及び登録団体においてグラウンド・ゴルフの普及・育成に努め、もって生涯スポーツとしてのグラウンド・ゴルフの振興に寄与するものとする

(養成講習会)

第4条 この制度による上級指導者講習会は、地域においてグラウンド・ゴルフの育成にあたる指導者を対象に、日本グラウンド・ゴルフ協会(以下「日本協会」という)と本会が共催をして行う講習会で、参加者は登録団体から推薦されたものとする

(資格認定)

第5条 本会は、上級指導者講習会を終了し、認定試験において次項の各資格条件を満たしたものに對して、上級指導者の認定証及びバッジを交付する

- 2 本会が出題する筆記試験に本会が定めた成績を収めること
- 3 本会が実施する実技試験に本会が定めた成績を収めること
- 4 認定バッジは、大会・練習会において常に帽子等に着用すること

(資格の認定料)

第6条 上級指導者認定の登録を申請するものは、認定料5,000円を添えて申請する

(認定証有効期間)

第7条 上級指導者認定証の有効期間は、資格認定日から4年目の3月31日とする

(認定証の更新)

第8条 上級指導者証の更新は4年毎とする

- 2 上級指導者認定の更新にあたっては、資格有効期間終了日前までに所定の講習会を受けなければならない

(認定資格の喪失)

第9条 上級指導者が次の各項に該当するときは、その資格を失う

- (1) 本会の会員から退いた場合
- (2) 日本協会普及指導員の更新手続きをしない場合
- (3) グラウンド・ゴルフの指導者として、ふさわしくない行為があった場合
- (4) 資格有効期間内に理由なく所定の講習を受けなかった場合
- (5) 本会及び登録団体から与えられた任務を理由なく果たさなかった場合
- (6) 資格認定の手続きを有効期間終了日から3ヶ月前までに行わなかった場合

(7) 復活申請書を提出し、翌年開催される講習会に参加できない場合
(暫定措置)

第 10 条 この制度の暫定措置については別途定める

附則

この規程は平成 20 年 2 月 17 日から施行する

この規程は一部改正し平成 24 年 10 月 30 日から施行する

この規程は一部改正し平成 27 年 1 月 15 日から施行する

この規程は一部改正し平成 31 年 4 月 1 日から施行する